

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年5月11日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク村上店
所在地 村上市仲間町字坂下540番地4外
設置者 株式会社ウオロク

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,940平方メートル

（変更後）3,186平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等保管施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ウオロク 建物1 午前9時から午後12時

（変更後）株式会社ウオロク 建物1 午前9時から午後12時

株式会社クスリのアオキ 建物2 午前9時から午後10時

株式会社ティーガイア 建物3 午前10時から午後8時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）駐車場1 出入口の数 5箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

駐車場2 出入口の数 1箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

（変更後）駐車場1 出入口の数 4箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

駐車場2 出入口の数 1箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設1 午前7時から午後7時

（変更後）荷さばき施設1 午前7時から午後7時

荷さばき施設2 午前6時から午後9時

荷さばき施設3 午前10時から午後8時

3 変更年月日

2(1)、(2)の変更 : 平成30年12月27日

2(3)の変更 : 平成30年4月27日

4 変更の理由

駐車場内の既存建物（併設施設）を解体して建物2棟を増床する計画であり、これに伴い施設の配置と施設

の運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

- 5 届出年月日
平成30年4月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年5月11日から平成30年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp